

静岡県告示第278号の7

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第9 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで</p>	<p>第9 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで。<u>ただし、農林事務所長が別に日を指定したときは、その日までとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表21の項経費の欄中「協業体及び」を「協業体、」に改め、「。）」の次に「及び林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）」を加え、同表22の項経費の欄中「及び認定事業主」を「、認定事業主及び育成経営体」に改め、同表24の項中

「

<p>(2) 次世代木材生産・供給システム構築事業</p>	<p>1 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に間伐実施主体として定められた者、木材安定供給確保事業に関する計画（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条の木材安定供給確保事業に関する計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者その他知事が認める者であって事業構想（次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務</p>	<p>1 伐倒・搬出 (1) 伐倒・搬出 (2) 関連条件整備活動</p> <p>2 路網整備 (1) 林業専用道（規格相当）整備 (2) 森林作業道整備 (3) 関連条件整備活動</p>	<p>知事が別に定める金額以内とする。</p>	<p>事業費の増額（補助金額の増額を伴うものに限る。）又は事業費の減額（30パーセントを超える補助金額の減額を伴うものに限る。）</p>	<p>1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更</p>
-------------------------------	--	--	-------------------------	--	------------------------------------

	<p>次官依命通知) 第3の事業構想をいう。)に係る事業主体であるものが事業細目の欄に掲げる1の事業を行うのに要する経費</p> <p>2 市町、森林組合等、森林整備法人等、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画に実施主体として定められた者、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた者その他知事が認める者が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費</p>				
--	--	--	--	--	--

を

(2) 次世代木材生産・供給システム構築事業	<p>1 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に間伐実施主体として定められた者、木材安定供給確保事業に関する計画(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条の木材安定供給確保事業に関する計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた者その他知事が認める者であつて事業構想(次世代林業基盤づくり交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知)第3の事業構想をいう。)に係る事業主体であるものが事業細目の欄に掲げ</p>	<p>1 伐倒・搬出 (1) 伐倒・搬出 (2) 関連条件整備活動</p> <p>2 路網整備 (1) 林業専用道(規格相当)整備 (2) 森林作業道整備 (3) 関連条件整備活動</p>	<p>知事が別に定める金額以内とする。</p>	<p>事業費の増額(補助金額の増額を伴うものに限る。)又は事業費の減額(30パーセントを超える補助金額の減額を伴うものに限る。)</p>	<p>1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更</p>
------------------------	---	--	-------------------------	--	------------------------------------

	<p>る1の事業を行うのに要する経費</p> <p>2 市町、森林組合等、森林整備法人等、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に実施主体として定められた者、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた者その他知事が認める者が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費</p>				
(3) 早生樹等優良種苗生産推進対策	<p>市町、森林組合等、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者（以下「認定特定増殖事業者」という。）その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	採種園の造成・改良等	事業費の2分の1以内	事業費の30パーセントを超える変更	

」

に改め、同表25の項経費の欄2中「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた」を削り、同表26の項経費の欄4中「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）」を「育成経営体」に改め、同表に次のように加える。

31 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	市町及び森林組合等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）の調査、処理等	事業費の2分の1	事業費の30パーセントを超える変更	
32 未利用木材活用トライアル事業	森林組合等、認定事業主、森林経営計画策定者、民間事業者、育成経営体及び未利用木材（立木伐採後の林地において玉切り又は造材により生じた根株、枝条等をいう。）を木材チップ等に加工する者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	未利用木材の効率的な林内からの搬出、木材チップへの加工、発電所への搬送等を試験的に行う事業	事業費の2分の1以内とし、200万円を限度とする。	事業費の30パーセントを超える変更	施行箇所の変更

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。